

教育長報告（6）別添資料

明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会報告

教育総務課・学校教育課

第13回明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会

期日：令和元年5月21日（火）

9：00～

会場：市役所 3階 議員協議会室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 自己紹介

4. 報告

(1) 策定委員会及び各検討部会の令和元年度体制及び年間スケジュールについて

(2) 第8・9回校名・校章・校歌・制服等検討部会報告について

5. 協議（議長：委員長）

(1) 制服の着用開始学年について

(2) 校章デザインの募集について

(3) その他

6. その他

7. 閉 会

第13回明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会

期日：令和元年 5月21日（火）
9：00～10：00

会場：市役所 3階 議員協議会室

次第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

2019年度第1回の策定委員会にご参集いただきありがとうございます。

山新の談話室というコラムに、空が広がる季節がやってきたという投書があった。田んぼの水面に空が映っているという、1年で1番いい季節かなと思っている。先日、畑仕事をしながら田んぼを見てみると、本当に清々しいなと感じた。

さて、先般の報道によると、小学校の高学年で、教科指導を専門の先生が行っていく方向に進めたいという話があった。また、小中の教員免許状も改める形にして、小学校と中学校の先生方が学習指導で交流ができるようにという報道があった。まさに、私たちが進めている義務教育学校を後押しする形の行政施策が、これからどんどん進んでいくと思う。また、そのことを考え、萩野学園で行われている実践が国によって認められたのではないかと感じる。今年度から、明倫学園の実施設計に基づいて、具体的な建設が始まる。また、ここでの議論もさらに具体的なものとして進んでいく。

ぜひ皆様の忌憚のない意見を出していただき、私たちが考えている義務教育学校で、子どもたちにしっかりとした、また、先見性のある教育が施されるような仕組みになることを期待している。

よろしく申し上げます。

3. 自己紹介

4. 報告

(1) 策定委員会及び各検討部会の令和元年度体制及び年間スケジュールについて

(2) 第8・9回校名・校章・校歌・制服等検討部会報告について

—それぞれ事務局より報告—

質疑なし

5. 協議（議長：委員長）

(1) 制服の着用開始学年について

(委員長)

制服の着用学年について説明願う。

(事務局)

当初、検討部会では、着用学年を7年生からということで策定委員会に報告したが、その後、さらに検討を重ね、着用学年を5年生からということでまとまった。この件について、皆さんの協議、承認をいただきたい。

(委員長)

事務局より、制服着用学年について、前々回の部会であった7学年ということのを改め、5学年からするという変更点があった。部会長からも詳しく説明があったが、この検討結果について、何か質問、意見はないか。

特にないようなので、部会の中で再検討した結果、義務教育学校の理念に従い、着用は5学年から行うことで決定する。

なお、部会の検討資料によると、さまざま保護者の不安を解消し、説明責任を果たすために、制服の内容等についても話し合いがされたようである。これまで、明倫中学校の制服は指定店制度をとっていた。その点についても、今後、議題になるかと思われる。さらに部会には、いろいろな難儀をかけるかとは思いますが、今後もよろしく願う。

(2) 校章デザインの募集について

(委員長)

次に、校章デザインの募集について説明願う。

(事務局)

先ほど、部会長の説明にもあったが、別冊の「校章デザイン募集要項」の訂正前、訂正後の確認をしていただきたい。

修正前については、第7回の校名・校章・校歌・制服等検討委員会で事務局から提案したものである。これについて、内容を再度検討した。その後、第11回の策定委員会で報告し、委員の皆さまから意見・要望をいただき、それをさらに部会に持ち帰り、検討を重ねてきた。9日に9回目の部会を開催し、その修正箇所を赤刷りにしている。これを、今回の部会の案として報告する。

具体的には、募集期間を来月(6月)の21日から約1か月半程度とする。萩野学園の時もだいたい1か月半だった。

また、募集方法の①について、前回は応募用紙をもう少し広範囲にし、さまざまな施設で配布してほしいという意見があった。それについて検討し、市の社会教育施設、また、最上広域で管理している「ゆめりあ」「最上広域教育研究センター」にも協力していただく予定である。

④については、萩野学園の際はモノクロであったが、カラーという提案があったので、こちらについても取り入れ、要項を修正した。

⑥については、今現在ホームページに掲載している「新庄市立小中一貫教育基本計画」が萩野学園のものがメインになっている古いものなので、これを「明倫学区小・中一貫教育校基本構想」として掲載する。

「6.留意事項」の⑥については、カラーでの応募を可能と修正したのでそれに伴って変更した。ただし、デザイナーによる調整が入ってくると思われる。そのために、色合いの補正等々、その点の変更については了承いただく旨を掲載した。

応募用紙については、基本的には、モノクロの応募用紙ということで当初提案していたが、カラーでの応募が可となったため、若干訂正を加え、このような形で応募用紙を作成した。

(委員長)

修正後の案を見て、まずは募集期間が令和元年6月21日金曜日から令和元年7月31日水曜日と明記されたが、これについての意見はないか。

そのほかの追加した部分、訂正した部分について何か意見や質問はないか。

(委員)

応募方法について、以前話題になったことなのかもしれないが、応募用紙は新庄市役所及び、明倫学区3校並びに云々とあるが、学校としては、生徒用もしくは保護者用としていただいて、配布するのは問題ないが、この文章でいくと、応募用紙は常時設置しておかなければならないという意味なのか。児童生徒用、保護者用、区長用などについては、学校から配布することができる。その点についての確認をお願いしたい。

(委員長)

児童生徒、保護者、区長に配布することであれば、特に常時、学校に用紙を置かなくてもいいのかということだが。

(委員)

基本的に、学校には来ないとは思いますが、一部の方は来るかもしれない。そのような時のために、常備しておきたいという考えである。

(委員長)

文面上、常備してほしいということである。

(委員)

承知した。

(委員長)

他にいかがか。

(委員)

以前の萩野学園の校章の募集をしたときの応募はどれくらいあって、その中からどのように絞ったのかを聞きたい。

(事務局)

応募点数としては、総計で134程度であった。その後、選定委員を3名選んだ。山大の先生と前の明倫中学校の校長、デザイナーの方の3人を選定委員として、そこで校章を選定した。

(委員長)

今の説明でいかがか。

(委員)

承知した。

(委員長)

ほかはないか。

(委員)

応募用紙の配置について、市内各社会教育施設の記載があるが、学生が多く利用しているので図書館

も加えてほしい。

(委員長)

今の意見についていかがか。

(事務局)

承知した。

(委員長)

他にいかがか。

(委員)

これも話題になったことだとは思いますが、中学生の多くに奨励したいと思っているが、1人で何点も応募できるということはいいが、例えば、2人で作るといった合作は良いか。そのような想定はあるか。

(事務局)

たしか萩野学園の場合では、そのパターンは応募の対象外であったと思う。あくまでも個人で応募するとなっていたと思う。

(委員)

だとすれば、どこかにそのような文言を挿入することはできないか。「1人何点でも」ということは、やはり1人ということなのか。

(事務局)

萩野学園の時も団体での応募について議論になっていたが、その点については基準が明確ではないので、あくまでも個人の応募のみになっていたように思う。

(委員長)

もし、萩野学園の進め方を踏襲するのであれば、応募用紙に文章を追加することができないか。

(委員)

今の募集要項の「4. 募集方法」の②のあたりに追加していただけるとありがたい。場合によっては、学校で説明することができる。

(委員長)

今の点について、その意味合いを事務局に考えていただいて、追加するというところでよろしいか。その方向でお願いします。

他にいかがか。

(委員)

萩野学園の応募数を聞いたが、正確にはわからないとは思いますが、100を超える応募があったうち、子どもたちの応募はどれくらいあったのか。「明倫学園」の校名募集の時も、児童生徒からの応募が多かったと聞いている。それだけ当事者意識が強いのだと思うが。

(事務局)

確認できていない。

(委員)

イメージ的には、校名の場合は直接子どもたちが考えて応募することができるが、校章の場合は、例えば大学でデザインを勉強している人やデザイナーなど、実際にそのようなことに携わっている方が多くなっていく。萩野の場合もそうであった。校名の場合は関係者の方が応募することが多いが、校章の場合だと全国に広がり、全国各地からの応募がある。子どもたちはあまり多くなかったと記憶する。実際に萩野の場合は、市内のデザインを専門的にやっている方が応募する確率が高くなっていく。

(委員長)

今の説明でよろしいか。

(委員)

ちなみに、明倫中学校のクラスの子どもが集まって、みんなで校章を考えるという場合は、それぞれが同じデザインに対して、それぞれの名前で応募すればよいのか。

(委員)

校名の際は応募箱が学校にあった。それから、これまでの経過について、終わりの会の時などに担任から説明してもらった。その上で、応募を勧めた。強制したわけではない。それで、かなりの応募があったと思われる。今回も、校章のデザインが公募されていることを説明し、子どもたちに応募用紙を配付したいと思っている。ただ、学校でこの応募用紙に記入する時間が確保できるかということ、なかなか難しい現状にある。学級活動等でそのような活動をする方向では考えていない。ただ、せっかくの機会であり、子どもたちにも当事者意識があるようなので、積極的に取り組ませていきたい。

(委員長)

教育課程内で、このような活動を実施することは難しいが、子どもたちに意欲もあるようなので、取り組ませていこうと考えているようだ。

他にいかがか。

(委員)

ホームページで決定したデザインを発表するとあるが、いつ頃からになるのか。

(事務局)

まだ具体的には決まっていない。ただ、できれば冬くらいまでには決定していきたい。まだ具体的なスケジュールを決定することができないので、要項は提案通りに出すことにし、発表方法については市報やホームページで、随時知らせたい。

(委員)

裏面の③、④で「応募者の責任」という部分があるが、これは大人のデザイナーということではなく、子どもが作成した場合にも適応させるのか。そうすると、このような言い方はきついのではないか。この部分は、記載しないということにはならないのか。

(委員)

④については、著作権が関わってくるので、このような部分を明記しておかないと、いろいろな問題が起きる。

(委員)

応募者が負担を負うことになるのは酷なように思われる。

(委員)

負担を負わせるということではない。

(委員)

この文言まで記載してしまうと、そのようにとりかねない。

(委員)

基本的に、このようなデザイン募集をするときは、このような文言が明記されている。これは、贋作を作らないためにも必要である。

(委員)

応募者が金銭的な責任を負うということはあるということか。

(委員)

ありうることである。

(委員)

市で選出した方が選定委員になって決定するのか。

(委員)

その通りである。その場合は、それらの作品が贋作に当たっていないかも含めて調べなければならない。

(委員)

それを理解いただくということか。

(委員)

その通りである。ただ、すべてを調べきれるかということについては、明確に答えることはできない。

(委員)

このように明記すると、100%でなければならない。

(委員長)

贋作を防ぐという意味で明記することなので、理解いただきたい。

他にいかがか。

なければ、この募集要項に、応募は個人に限るという文言を追加して作成することにする。

(事務局)

文言の表現方法については、事務局にらせていただきたい。

(3) その他について

(委員長)

「(3) その他」について、事務局から何かないか。

(事務局)

特になし。

(教育長)

制服等のデザインの業者指定について、萩野学園では何社が指定されているか。

(委員)

2店である。

(教育長)

当初のスケジュールから見ると、遅れているように感じる。制服を作るにしても、デザインを作るにしても、カバンやジャージも同様であるが、それぞれの製造期間を考えなければならない。こちら側で決めるのはよいのだが、発注者側のことを考えて逆算していかなければならない。これを考えると、令和3年4月の開校に向けて、各部会でのスケジュールの見直しを図る必要がある。萩野学園での実態と含めて、検討していく必要があると思う。

(委員)

正直に言うと、スケジュールが若干遅れているところがある。ただ、そのことについては、それぞれの部会長が頭に入れていることである。そこで修正をかけながら進めている状況である。特に、校章が遅れ気味であり、できるだけ早く決めていかなければと考えている。7月31日までの応募期間ではあるが、応募期間が終わったらすぐに決定するように、早め早めに対応していきたい。

(委員長)

教育長からもあったが、スケジュール等の様々なことに心配な部分があるのは事実であるので、各部会、事務局で対応をお願いします。

そのほかはないか。

以上で協議を終了する。

6. その他

次回の策定委員会は8月28日の午後に予定する。

7. 閉会

《協議結果》

- ①制服の着用学年は5学年からとする。
- ②校章デザインの募集について
 - ・募集期間は6月21日～7月31日までとする。
 - ・明倫中学区3校には応募用紙を常備する。
 - ・募集は個人からのみとする。団体からの応募は認めない。
 - ・年内中くらいには決定し、市報やホームページで発表する。